大阪広域水道企業団暴力団排除条例施行規則をここに公布する。
平成23年９月28日

大阪広域水道企業団
企業長　竹山　修身

大阪広域水道企業団規則第24号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例施行規則

（趣旨）
第１条　この規則は、大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。
（暴力団密接関係者）
第３条　条例第２条第３号の企業長が定める者とは、次のいずれかに該当する者とする。
(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をした者
(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
(5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第４号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（勧告等）

第４条　条例第11条の規定による指導は、指導書（様式第１号）により、勧告は、勧告書（様式第２号）により、それぞれ行うものとする。

（公表）

第５条　条例第12条第１項の規定による公表は、公表しようとする者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この規則は、平成23年11月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

指　導　書

第　　　　号
年　　月　　日

様

大阪広域水道企業団企業長　　印

大阪広域水道企業団暴力団排除条例第11条の規定により、次のとおり指導します。
なお、この指導に従わなかったときは、勧告することがあります。

指導の内容	
指導をする理由	
備　考	

様式第２号（第４条関係）

勧告書

第　　　号
年　月　日

様

大阪広域水道企業団企業長　印

大阪広域水道企業団暴力団排除条例第11条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わず、かつ、故意に不当介入を容認したと認められるときは、大阪広域水道企業団暴力団排除条例第12条第１項の規定によりその旨を公表することがあります。

勧告の内容	
勧告をする理由	
備考	